

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たると翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

生活保護法による医療機関の指定  
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額の一部改正

土地改良区の設立認可申請の適否の決定

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の決定

一般国道の供用の開始

開発行為に関する工事の完了

### ◇ 公 告

消防設備士講習の実施

職業訓練法による技能検定の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第八百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ヤチグチ歯科医院	東伯郡三朝町大字大瀬一二九 五―三	昭和六十年八月二十八日
西倉薬局	倉吉市西倉吉町二―一五	〃

### 鳥取県告示第八百九十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松岡浩平	鳥国医第三、三〇二号	昭和六十年七月二十四日
舟木直人	鳥国医第三、三〇六号	昭和六十年八月五日

鳥取県告示第八百九十二号

昭和五十六年五月鳥取県告示第四百七十六号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和六十年九月十三日

鳥取県知事 西尾 邑次

実技試験の表中「溶射」を「溶射製造」に改める。  
 「溶射」を「溶射製造」に改める。  
 「溶射」を「溶射製造」に改める。

に、機械保全を機械保全に、電気機器組立てを電気機器組立てに、半導体製品製造を半導体製品製造に、内燃機関組立てを内燃機関組立てに、鉄筋組立てを鉄筋組立てに、防水施工を防水施工に、樹脂接着を樹脂接着に、

てを内燃機関組立てに、鉄筋組立てを内燃機関組立てに、半導体製品製造を半導体製品製造に、内燃機関組立てを内燃機関組立てに、鉄筋組立てを鉄筋組立てに、防水施工を防水施工に、樹脂接着を樹脂接着に、

鉄筋施工に、防水施工を樹脂接着

に、「機械製図」を「機械・プラント製図」に改める。

塗料調色装 九千円  
 塗料調色装 九千円  
 路面標示施工 塗料調色装

九千円  
 一万一千円  
 九千円

鳥取県告示第八百九十三号

日野郡溝口町金屋谷一〇二三入江甚一ほか十七人の者からの溝口土地改良区の設立認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年九月十三日

鳥取県知事 西尾 邑次

- 一 縦覧に供する書類、土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和六十年九月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東鴨土地改良区の定款の変更を昭和六十年九月七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業溝口地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年九月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和六十年九月十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一七九号	倉吉市見日町一・二・三地先から同市山根字一本木六四七一一地先まで	昭和六十年九月十三日

鳥取県告示第八百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
昭和六十年七月八日 鳥取県指令受鳥土維第三百九十三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥取市湖山町南三丁目
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市青葉町三丁目一〇三  
株式会社不動産  
代表取締役 田中宣二

公 告

消防法（昭和28年法律第186号）第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

昭和60年9月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 講習実施区分

講習の区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
第一種	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第二種	第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第三種	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
第四種	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第五種	第6類の乙種消防設備士

2 講習の日時及び講習科目

日	時 間	講習の区分	講 習 科 目
昭和60年10月28日（月）	9時30分から12時30分まで	第一種	消防用設備等関係法令に関する事項防火に関する他法令等に関する事項
	13時から17時まで		消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
昭和60年10月29日（火）	9時30分から12時30分まで	第三種	消防用設備等関係法令に関する事項防火に関する他法令等に関する事項
	13時から17時まで		消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

昭和60年10月31日(木)	9時30分から12時30分まで	第二四五種種(各種共通)	消防用設備等関係法令に関する事項防火に関する他法令等に関する事項
	13時から17時まで	第五種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
昭和60年11月1日(金)	9時30分から12時30分まで	第二種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から17時まで	第四種	

(注) 講習修了後、講習の区分ごと、筆記による効果測定を行う。

3 講習の場所

倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

4 受講申請手続き

(1) 受付期間

昭和60年9月17日(火)から同年10月5日(土)まで(郵送の場合は、昭和60年10月5日(土)までの消印があるものは、有効とする。)

(2) 提出先

鳥取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会

(3) 提出書類

ア 受講申請書

2 以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。

イ 写真

提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面上半身像のものを受講申請書の所定欄にはり付けること。

(4) 受講手数料及びその納付方法

ア 受講手数料

1 の講習の区分につき 5,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受講当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課(電話0857-26-7069)又は社団法人鳥取県消防設備保守協会(電話0857-26-5165)に問い合わせること。

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、昭和60年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により公告する。

昭和60年9月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施する検定職種

さく井、鍛造、機械加工、金型製作、機械検査、機械保全、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、木工機械整備、紙器・段ボール箱製造、

石工、洋菓子製造、和菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、浴槽設備施工、<sup>キッチン</sup>厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテン施工、バルコニー施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図、印章彫刻及び塗装

2 検定の等級  
技能検定は、1の職種ごとに1級及び2級に分けて、又は単一等級により行う。

3 検定の方法  
技能検定は、実技試験及び学科試験により行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和60年11月30日（土）から昭和61年2月24日（月）までの間に

において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和60年11月25日（月）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

エ 学科試験

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日

機械加工、金型製作、機械検査、油圧装置調整、冷凍空調和機器施工、寝具製作、石工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工及びガラス施工

昭和61年2月9日（日）

さく井、鍛造、機械保全、農業機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、紙器・段ボール箱製造、建築大工、防水施工、カーテン施工、バルコニー施工、機械・プラント製図及び塗装

昭和61年2月16日（日）

時計修理、木工機械整備、洋菓子製造、和菓子製造、浴槽設備施工、<sup>キッチン</sup>厨房設備施工、樹脂接着剤注入施工、テクニカルイラストレーション、電気製図及び印章彫刻

昭和61年2月23日（日）

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市本町三丁目102商工会館（別館）

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

昭和60年10月2日（水）から同月14日（月）まで（郵送による場合

は、受付期間内の消印のあるものに限る。）

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、60円切手をはつたもの）を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検定職種	手数料
さく井	11,000円
鍛造	11,000円
機械加工	11,000円
金型製作	11,000円
機械検査	8,000円
機械保全	11,000円
時計修理	11,000円
油圧装置調整	9,000円
農業機械整備	9,000円
冷凍空気調和機器施工	10,000円
婦人子供服製造	8,000円

紳士服製造	9,000円
和裁	7,000円
寝具製作	11,000円
木工機械整備	11,000円
紙器・ダンボール箱製造	11,000円
石工	11,000円
洋菓子製造	10,000円
和菓子製造	10,000円
建築大工	9,000円
かわらぶき	11,000円
配管	9,000円
浴槽設備施工	11,000円
厨房設備施工	11,000円
型枠施工	11,000円
鉄筋施工	9,000円
防水施工	11,000円
樹脂接着剤注入施工	11,000円
カーテン施工	11,000円
バルコニー施工	11,000円
ガラス施工	11,000円
テクニカルイラストレーション	6,500円
機械・プラント製図	6,500円
電気製図	6,500円
印章彫刻	9,000円

塗 装 9,000円

4 学科試験の受検手数料  
2,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) 受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が昭和61年3月17日(月)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名は、昭和61年3月18日(火)の鳥取県公報で公告する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部労政訓練課(電話0857-26-7231)又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。